

参議院外交防衛委員会會議録第十一号

平成十三年十二月三日(月曜日)
午後二時十七分開会

委員の異動

十一月二十九日

辞任

榊葉賀津也君

補欠選任

海野 徹君

十一月三十日

辞任

小泉 顕雄君

補欠選任

舛添 要一君

出席者は左のとおり。

武見 敬三君
山本 一太君
吉村剛太郎君
木保 佳丈君
山口那津男君
小泉 親司君

委員

月原 茂皓君
福島啓史郎君
舛添 要一君
森山 裕君
矢野 哲朗君
海野 徹君
齋藤 勳君
広中和歌子君
遠山 清彦君
吉岡 吉典君
大田 昌秀君
田村 秀昭君

國務大臣

國務大臣
(防衛庁長官)

中谷 元君

副大臣

防衛庁副長官 萩山 教嚴君

事務局側

常任委員会専門 櫻川 明巧君

本日の會議に付した案件

○國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(武見敬三君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、榊葉賀津也君及び小泉顕雄君が委員を辞任され、その補欠として海野徹君及び舛添要一君が選任されました。

○委員長(武見敬三君) 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。中谷防衛庁長官。

○國務大臣(中谷元君) ただいま議題となりました國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、國際連合を中心とした國際平和のための努力に対して適切かつ効果的に寄与するため、これまでの國際平和協力業務の実施の経験等を踏まえ、武器の使用による防衛対象の拡大、自衛隊法第九十五条の適用除外の解除及び自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務についての特例規定の廃止の三点に関して改正を行うものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その第一点は、第二十四条の武器の使用に係る防衛対象に、自己とともに現場に所在するその職務を行うに伴い自己の管理のもとに入った者の生命または身体を加えることとするものであります。

第二点は、自衛隊法第九十五条の適用除外を解除し、第九条第五項の規定により派遣先国で國際平和協力業務に従事する自衛官に対し、武器等の防護のための武器使用を認めることとするものであります。

第三点は、自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務についての特例規定を廃止するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(武見敬三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十九分散会

十一月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、ILOパートタイム労働条約の批准に関する請願(第六一〇号)

一、國連憲章等に基づきテロを根絶すること及び自衛隊の海外派兵反対に関する請願(第七五〇号)(第七七三号)

一、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)

(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六三号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)

一、國連憲章等に基づきテロを根絶すること及び自衛隊の海外派兵反対に関する請願(第八八〇号)(第八八一号)

第六一〇号 平成十三年十一月十六日受理
ILOパートタイム労働条約の批准に関する請願
請願者 香川県善通寺市文京町三ノ二ノ一 稲垣紀代 外四十四名

紹介議員 小宮山洋子君
この請願の趣旨は、第四七一号と同じである。

第七五〇号 平成十三年十一月二十日受理
國連憲章等に基づきテロを根絶すること及び自衛隊の海外派兵反対に関する請願
請願者 長野県岡谷市加茂町一ノ六ノ三 白鳥裕久 外六百五十七名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第七七三号 平成十三年十一月二十日受理
國連憲章等に基づきテロを根絶すること及び自衛隊の海外派兵反対に関する請願
請願者 京都市左京区川東秋葉町二五〇 関谷美奈子 外八百三十四名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第八四七号 平成十三年十一月二十一日受理
女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願
請願者 京都市南区吉祥院中島町九ノ四 二 山田多鶴子 外二百一十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八四八号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 青森市松森一ノ一四〇二九 沢谷 陽子 外二百二十四名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八四九号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 山形県東根市神町中央二ノ五ノ三 二 飯田由利子 外二百二十四名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八五〇号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 沖縄県那覇市壺屋一ノ一八ノ一 六 前田千尋 外二百二十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八五一号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 仙台市泉区将監二ノ二五ノ一五 河相治子 外二百二十四名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八五二号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 埼玉県越谷市東大沢一ノ二六ノ八 森島一夫 外二百二十四名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八五三号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 神戸市垂水区学が丘二ノ一 沢田 公子 外二百二十四名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八五四号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 北海道網走市潮見八ノ九ノ一七 菅野紀子 外二百二十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八五五号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 兵庫県西宮市高須町二ノ一ノ三〇 三〇二 岩崎和子 外二百二十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八五六号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市石井町一、二二四 六 渡部育子 外二百二十四名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八五七号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 高知県土佐市北地三、〇五九ノ五 吉本寛子 外二百二十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八五八号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 埼玉県和光市中央二ノ五ノ一〇 半田絹子 外二百二十四名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八五九号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 京都市西京区山田箱塚町二八ノ九 一 伊藤和子 外二百二十四名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八六〇号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 横浜市鶴見区下末吉六ノ一ノ一 八 野間優子 外二百二十四名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八六一号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡榛原町のき坂三ノ九ノ一 西口衣恵 外二百二十四名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八六二号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 島根県浜田市長見町五二一 白瀬 迪子 外二百二十四名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八六三号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 札幌市清田区北野四条四ノ二七ノ五 吉岡弘子 外二百二十四名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八六四号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 大阪府岸和田市畑町一九二ノ一 二 桑田智子 外二百二十四名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八六五号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 鹿児島県垂水市市木九二六ノ三 桑山靖子 外二百二十四名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八六六号 平成十三年十一月二十一日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

請願者 長野県上田市大字上田二、〇七六ノ五 原理恵子 外二百二十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八八〇号 平成十三年十一月二十一日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及び自衛隊の海外派兵反対に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町大窪一、八二六ノ四九 山中和子 外四千六百八十二名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第八八一号 平成十三年十一月二十一日受理

国連憲章等に基づきテロを根絶すること及び自衛隊の海外派兵反対に関する請願

請願者 札幌市中央区南二十四条西二ノ二ノ一五 山口綾子 外四千六百八十一名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

十二月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「他の隊員」の下に「若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」を加え、同条第二項及び第三項中「若しくは隊員」を、「隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を削り、同項を同条第九項とする。
附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

平成十三年十二月七日印刷

平成十三年十二月十日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B